

令和7年6月25日

第24回村上市農業委員会会議録

第24回村上市農業委員会総会を令和7年6月25日午後1時30分神林農村環境改善センター1階多目的ホールに招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	4 番	高	橋	大亮
5 番	遠	山	和孝	6 番	遠	藤	俊樹
7 番	斎	藤	博	9 番	阿	部	正一
10 番	佐	藤	昌夫	12 番	船	山	寛
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
16 番	加	藤	孝平	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

8 番	稲	葉	浩之	11 番	板	垣	栄一
15 番	佐	藤	裕介				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高	橋
事務局 次長	中	村
事務局 副参事	園	部
事務局 主事	蒲	澤
農林水産課課長補佐	本	間
農林水産課主任	朝	妻

高橋局長

ただいまから第24回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告します。本日の欠席委員は3名です。議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議員番号15番、佐藤裕介委員。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日、農地利用最適化推進委員との合同の会議でありますので、推進委員の方にもご出席をいただいております。本日の欠席の届出がありましたのは3名です。議席番号3番、近藤和明委員、議席番号4番、東海林善雄委員、議席番号7番、中山平二委員ですが、まだお見えにならない方もおられますが、後ほど来るかなとおもいますので、総会のほうを始めさせていただきます。

また、本日議案説明のために農林水産課、本間課長補佐、朝妻主任にも出席をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第24回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号7番、齋藤委員、議席番号12番、船山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、今月は、賃借権の設定が1件、交換が2件、贈与が2件、売買が4件、合わせて9件です。

それでは、番号1番、賃借権の設定です。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計3,854平米、期間は5年間、10アール当たりコシヒカリ玄米55キログラム、新規です。

続きまして、2番と3番が交換の案件です。番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積462平米、契約の種別、所有権の移転、交換。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積528平米、契約の種別、所有権の移転、交換。今回交換する農地の近くにお互いの農地があり、耕作をしやすくするために、協議の結果、交換が決まったものです。

続きまして、4番からは贈与案件です。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積522平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり、以前から譲受人が借りて耕作していたことから、贈与が決まったものです。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積53平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人と譲受人は親戚関係で、以前から譲受人が借りて耕作していたことから、贈与が決まったものです。

続きまして、6番からは売買です。番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積495平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積495平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積351平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号9番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田18筆、地積合計12,732平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

(位置説明省略)

説明いたしました9件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

しばらくしてないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきましてご説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が29件、賃貸借の設定が25件、合わせて54件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定です。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇番地、地目、畑1筆、地積281平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定です。期間は10年間、新規の契約です。

以降、20ページの番号29番まで使用貸借の設定です。

続きまして、番号30番から賃借権の設定です。番号30番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、高橋英一、土地の表示、〇〇〇〇番地、地目、畑1筆、地積1,381平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、10アール当たり〇〇〇〇円、新規の契約です。

以降、番号54番まで賃借権の設定です。

以上で説明を終わります。

石山会長

議案第2号、議長である私が議事に参与できませんので、佐藤健吉委員に議長を交代し、お願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、会長に代わりまして私が進行させていただきます。

最初に、17ページ、番号17から審議に入ります。

議席番号13番の島田委員が議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(13番 島田幸男君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、番号17番について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

しばらくしてご意見、ご質問がないようでありますので、番号17番を承認することで決定して

もご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

異議なしと認め、番号17番を承認することで決定いたします。

(13番 島田幸男君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

島田委員、番号17番を承認することで決定いたしました。

それでは、13ページ、番号1番から26ページの54番までで、今審議いただいた17番を除き質疑に入ります。ご意見ある方おられますか。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、しばらくしてないようでありますので、番号1番から番号54番まで、17番を除き、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

意見なしと認め、番号1番から番号54番まで承認し、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付します。

(1番 石山 章君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

会長、番号1番から番号54番までの利用権の設定は適当であるとしての意見書を交付することといたしました。

石山会長

それでは次に、議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見について議題といたします。

説明願います。

本間農林水産課課長補佐

農林水産課農業振興室の本間と申します。あともう一人、朝妻です。今日、2人で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認です。事前の資料といたしまして、右上のほうに農業委員会定例会資料と書いたA4判の表裏のものです。村上市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてというものと、あと見え消し版で、本日ご協議いただく基本的な構想というものが1つございます。このほかに本日紙で配付させていただいておりますが、基本構想の19ページの修正版がございます。こちらについては後ほど説明をさせていただきます。あと今回基本構想の変更

ということで新旧対照表も配付をさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

農業委員の皆さんには、データで一旦構想を送っていますので、そちらのほうをまず見ていただきたいのと、その後新旧対照表とか、説明用の部分については本日お配りしてありますので、そちらのほう御覧になっていただきたいと思います。

本間農林水産課課長補佐

それでは、説明のほう進めさせていただきます。説明に入る前に、今回基本的な構想の変更にしましては、県の基本方針が変更されたという点で変更となっています。変更スケジュールにつきましては、7月11日までに農業委員会の皆様、また農協より意見書をいただき、県との協議を行います。その後、若干調整等も経ながら、9月中には公告すると、そういう流れとなっておりますので、ご理解をよろしくをお願いします。

それでは、説明をさせていただきます。説明につきましては、村上市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてという資料を御覧いただきたいと思います。今回の変更の基本事項が書いてございますが、先ほど述べましたとおり、県のほうで令和7年3月に基本方針が変更になったと。それに伴います市の基本構想の一部変更ということになってございます。変更の内容におきましては、下記のとおりと書いてございます。

1番ですが、前段の書き出しです。県の基本方針の変更点は、書いてあるとおりでございますが、国の食料・農業・農村基本計画、また県の基本方針の変更という部分を反映させていただいているということと、令和6年度に地域計画が策定されたということで、それに伴う内容を反映させています。それに伴い、市の変更につきましては、今回基本構想の内容に上記のと通りの文言の追記、修正を加えたものです。

続きまして、2点目です。内容につきましては、6ページ目から16ページ目の農業経営の指標に関してです。県の基本方針の変更点は、こちら記載してあります①から③のとおりということです。それに伴い、市の基本構想の対応ですが、営農類型にて、基幹的従事者が他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標については変更しませんでした。ただ、上記の①から③までを考慮いたしまして、県に準じた内容を一部変更しています。また、現状、村上市で存在しない営農類型については、削除または修正を加えました。

続きまして、3点目です。内容については、19ページから20ページです。利用に関する目標です。県の基本方針に関しては、①から③で書いてあるとおりです。集積目標90%になり、数値の見直しです。

次、裏面について、市の対応を記載してあります。担い手への農地集積目標については、既に県基本方針の目標90%を踏まえた目標値としています。修正版のほうが最終的なものになっていますので、そちらを御覧ください。続きまして、②、育成すべき経営体の目標については、県全

体の目標値に準じた個別経営体の目標値を変更しています。③、認定農業者の確保目標につきましては、市の目標設定をするかは任意ですので、前回同様に市の基本構想には記載していません。

続きまして、4点目です。内容については、21ページ目から28ページ目、また32ページ目から35ページ目です。農地利用集積計画に基づく利用権設定の経過措置が終了し、農用地利用集積計画に関する一連の事項を削除しました。

5点目、その他になります。これは、各ページ全体的に言えることですが、文言の修正と県の基本方針と併せて変更を加えたという内容です。

以上、変更点について説明をさせていただきました。以上を踏まえまして、意見書のほう、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

石山会長

これもしばらくないようでありますので、議案第3号について、村上市農業委員会の意見は適当である旨通知することで決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する村上市農業委員の意見は適当である旨通知することに決定いたしました。

次に、その他について皆様方から何か議案として。

(発言する者なし)

石山会長

事務局、何かありますか。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、一応議事については終了いたします。

引き続き協議、連絡事項をやりたいと思いますので、お願いいたします。

どうもお疲れさまでした。

- ・ 協議、連絡事項ほか

時に午後 2 時15分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 7 年 6 月 25 日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員